

## 化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性等検討委員会  
(執筆担当：和光純薬工業株式会社 浜上 俊和)

化学物質に関係のある法律で平成15年12月から平成16年6月までに改正のあったものの概要をご紹介します。これらは概要のためすべての内容は網羅しておりません。詳細は必ず官報、ホームページ等でご確認ください。

### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

化審法の一部を改正する法律が平成15年5月28日付けで公布されましたが、平成16年4月1日より施行されていますので今一度ご確認ください。詳細につきましては、試薬会誌のNo.10とNo.11に新たな化学物質の審査・規制制度の概要として詳しく掲載されていますのでご参照下さい。

#### 2. 毒物及び劇物取締法

厚生労働省政令(政令第43号：平成16年3月17日付官報)により次の物質が毒物及び劇物に指定されました。

毒物(第1条関係)に指定

- (1)三塩化チタン及びこれを含有する製剤
- (2)フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤
- (3)六弗化タンゲステン及びこれを含有する製剤

劇物(第2条第1項関係)

- (1)メチル=N-[2-[1-(4-クロロフェニル)1H-ピラゾール-3-イルオキシメチル](フェニル)(N-メトキシ)カルバマート(別名ピラクロストロピン)及びこれを含有する製剤  
劇物から除外(第2条第1項関係)
- (1)5-アミノ-1-(2-6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (2)(E)ウンデカ-9-エンニトリル(Z)ウンデカ-9-エンニトリル及びウンデカ-10-エンニトリルの混合物(E)ウンデカ-9-エンニトリル45%以上55%以下を含有し、(Z)ウ

ンデカ-9-エンニトリル23%以上33%以下を含有し、かつ、ウンデカ-10-エンニトリル10%以上20%以下を含有するものに限り。)及びこれを含有する製剤

- (3)4-シアノ-3-5-ジフルオロフェニル=4-ブタ-3-エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤

施行日：平成16年4月1日(但し 劇物からの除外は公布の日(3月17日))から施行

### 3. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

平成16年3月17日付官報にて有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改める政令(政令第40号)(厚生労働省)にて下記の通り指定された。

次に掲げる物を有害物質に指定することとした。(第2条第2項関係)

ジベンゾ[a,h]アントラセン

ベンゾ[a]アントラセン

ベンゾ[a]ピレン

この政令は、平成16年6月15日から施行

### 4. 労働安全衛生法

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第457号)が平成15年10月16日に公布され、平成16年10月1日から施行される。改正の趣旨、内容については下記の通り。

改正の趣旨

石綿のうちアモサイト(茶石綿)及びクロシドライト(青石綿)については、平成7年政令第9号による労働安全衛生法施行令第16条の改正により、その製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されているが、近年その他の石綿についても代替品の開発が進んできていること等を踏まえ、国民の安全確保の観点から石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能な石綿含有製品について、その製造等を禁止するものである。

改正の要点

- (1)石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、プレーキパット、プレーキライニング及び接着剤(以下「石綿セメント円筒等」という。)の製造等を禁止すること(第16条及び別表第8の2関係)。
- (2)この政令は平成16年10月1日から施行すること(附則第1条関係)。
- (3)平成16年10月1日前に製造され、又は輸入された石綿セメント円筒等については労働安全衛生法第55条の規定は適用しないこと(附則第2条第1項関係)。
- (4)平成16年10月1日において現に石綿セメント円筒等を試験研究のため製造し、又は使用している者については、平成16年12月31日までの間は、改正後の労働安全衛生法施行令第16条第2項の要件に該当しない場合にも、当該石綿セメント円筒等を製造し、または使用することができること(附則第2条第2項関係)。

## 5. 通知関係

液状薬剤の誤飲による災害防止について

平成16年1月23日付にて厚生労働省労働基準局より下記の通り通知された。

有害化学物質を取り扱う事業所においては、その取扱い作業における暴露防止対策はもとより、事業場での飲食に伴う有害物資の摂取の防止も重要であり、このためには、飲食を行う場所と作業場所との分離並びに飲食物と有害化学物質の保管場所の分離及び有害化学物質に係る注意喚起のための表示が基本である。飲食に伴う有害化学物質の摂取は、基本的には手指等を介して有害化学物質により飲食物が汚染されることによるものであるが、近年、飲料の空容器に移し替えた消毒剤、有機溶剤等の液状薬剤を労働者が飲料と誤飲して飲み、急性薬物中毒となる災害が相次いで発生している。いずれの災害も有害化学物質の小分け容器として飲料容器が安易に転用されており、外観から飲料と誤認しやすいことに加え、飲食物との保管場所の分離や内容物の有害に係る表示等の基

本的な化学物質管理がなされていなかったことが原因としてあげられる。このような誤飲災害防止のために所要の措置が講じられるべきである。

- (1)飲料用の空容器を液状薬剤の小分け容器に使用しないこと。
- (2)液状薬剤の容器は、小分け用のものについて他のものと誤飲のおそれのない専用容器とし、容器に内容物、有害性、取扱上の注意事項等を明確に表示すること。
- (3)液状薬剤等と飲料とは、保管場所を別にすること。

誤飲の例が安全衛生情報センターのホームページに記されている。

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-45/hor1-45-1-1-2.html>

平成16年5月31日付にて厚生労働省医薬食品局より「硫酸に係る適正な販売の徹底について」ならびに「過酸化水素に係る適正な販売の徹底について」各々通知された。

- (1)硫酸に係る適正な販売等の徹底について  
脱税目的で不正軽油(都道府県知事の承認を受けずに脱税を目的として製造される軽油をいう)の製造のために劇物たる硫酸が使用され、その過程で生じる硫酸ピッチ不法に投棄されるという事例が多く発生していることに鑑み、劇物たる硫酸を取り扱う毒物劇物販売業者に対して適正な販売が実施されるよう通知された。
- (2)過酸化水素に係る適正な販売等の徹底について  
近年、劇物たる過酸化水素を使用した手製爆発物の製造及びそれらの手製爆発物を使用した事件が相次いで発生している状況に鑑み、警察庁より過酸化水素の適正な販売及び保管管理の一層の徹底について協力要請があり、厚生労働省より毒物劇物販売業者に対して、一般消費者への劇物たる過酸化水素の販売を自粛するとともに、譲渡に当たっても法遵守の上、譲渡人の身元および使用目的を充分確認した上で、適正な販売が実施されるよう通知された。

以上